

情報提供

那医発第 674 号
令和 8 年 3 月 27 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「治療と就業の両立支援に関する診療報酬の改定」の周知について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖医発第 1746 号

令和 8 年 3 月 27 日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会

副会長 平安 明



「治療と就業の両立支援に関する診療報酬の改定」の周知について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、「治療と就業の両立支援に関する診療報酬の改定」の周知についての通知となっております。

令和 8 年度診療報酬改定（令和 8 年 6 月 1 日適用）におきまして、治療と就業の両立支援に関する診療報酬「療養・就労両立支援指導料」について、下記のとおり見直しが行われました。

1. 就労の状況を考慮した療養上の指導及び相談支援を更に推進する観点から、その評価が引き上げられたこと。
2. 対象疾患の定めが廃止され、疾患の増悪防止等のための反復継続した治療が必要な患者であって、就業の継続に配慮が必要なのが算定可能となること。
3. 医療機関が受け取る勤務情報について、患者が作成した「治療と仕事の両立支援カード」が、事業者の確認を経て医療機関に提供された場合においても算定可能となること。
4. 2 回目以降の指導について、算定可能な期間が見直されたこと。

詳細につきましては、別添資料をご確認ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

- 「治療と就業の両立支援に関する診療報酬の改定」の周知について

（令和 8 年 3 月 24 日（日医発第 2053 号）（健 I）（保険））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第2053号(健I)(保険)

令和8年3月24日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
松岡 かおり
(公印省略)

「治療と就業の両立支援に関する診療報酬の改定」の周知について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

令和8年度診療報酬改定（令和8年6月1日適用）におきまして、治療と就業の両立支援に関する診療報酬「療養・就労両立支援指導料」について、見直しが行われました。

つきましては、本見直しの趣旨と内容をご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡区医師会等への周知につきまして、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、治療と就業の両立支援の詳細につきましては、厚生労働省の下記ホームページも併せてご参照ください。

「治療と仕事の両立支援ナビ ポータルサイト」

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>

以上

公益社団法人日本医師会 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契 印 省 略)

治療と就業の両立支援に関する診療報酬の改定について

厚生労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、令和 8 年度診療報酬改定（令和 8 年 6 月 1 日適用）におきまして、治療と就業の両立支援に関する診療報酬「療養・就労両立支援指導料」について、下記の見直しが行われたところであります。概要は別紙のとおりでありますので、貴殿におかれましては、関係者に周知いただきますよう、特段のご配慮をお願い致します。

記

- 1 就労の状況を考慮した療養上の指導及び相談支援を更に推進する観点から、その評価が引き上げられたこと。
- 2 対象疾患の定めが廃止され、疾患の増悪防止等のための反復継続した治療が必要な患者であって、就業の継続に配慮が必要なものが算定可能となること。
- 3 医療機関が受け取る勤務情報について、患者が作成した「治療と仕事の両立支援カード」が、事業者の確認を経て医療機関に提供された場合においても算定可能となること。
- 4 2回目以降の指導について、算定可能な期間が見直されたこと。

	現 行	令和 8 年度改定
点数	初回：800 点 (696 点) 2 回日以降：400 点 (348 点) 相談支援加算：50 点 () 内：情報通信機器を用いた場合	初回：850 点 (740 点) 2 回日以降：500 点 (435 点) 相談支援加算：400 点 () 内：情報通信機器を用いた場合
対象となる患者・疾患	入院中の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定める疾患（※）に罹患しているもの ※ 悪性腫瘍、脳血管疾患、指定難病、肝疾患（慢性経過）、心疾患、糖尿病、若年性認知症	疾患の増悪防止等のための反復継続した治療が必要な入院中の患者以外の患者であって、 <u>就業の継続に配慮が必要なもの</u>
初回の算定要件	①患者と事業者が共同して作成した勤務情報を記載した文書を患者から受け取る【様式「勤務情報提供書」】 ②勤務情報を踏まえ、患者が勤務する事業場に選任されている産業医等に両立支援に必要な情報を提供【様式「主治医意見書」】	現行の①及び②に加えて、医療機関が受け取る勤務情報について、 <u>患者が作成し事業者が確認を行った文書による情報提供でも可</u> 【様式「治療と仕事の両立支援カード」】
2 回目以降の算定期間	初回を算定した月から起算して 3 月を限度として、月 1 回限り	初回を算定した月から起算して <u>6 月</u> を限度として、月 1 回限り

以上

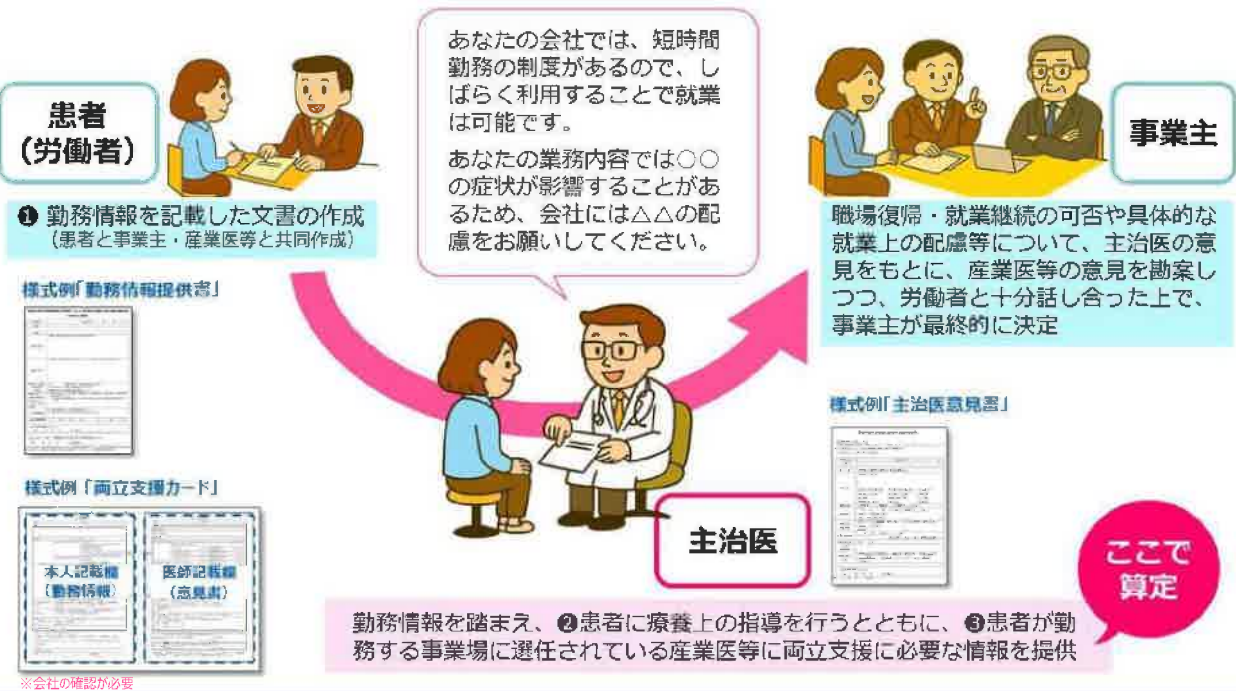
療養・就労両立支援指導料

(令和8年度改訂版 ※令和8年6月から)のご案内



1. 概要

「療養・就労両立支援指導料」は、患者（労働者）の治療と就労の両立を支援するため、主治医が、患者の就労の状況を把握した上で、勤務先の産業医等に治療と仕事の両立に必要な情報連携等を行った場合に算定される診療報酬です。



2. 算定要件

初回 850点 (情報通信機器を用いて行った場合 740点)

注：月1回に限り算定

- ① 患者と事業者が共同して作成した勤務情報を記載した文書（患者が作成し事業者が確認を行った文書を含む。）を患者から受け取る【様式「勤務情報提供書」、様式「両立支援カード」】
- ② ①の文書による勤務情報を踏まえ、患者に療養上の指導、就労上の指導を行う
- ③ 事業場に選任されている産業医等（※1）に対して、就労と療養の両立に必要な情報を提供する【様式「主治医意見書」】
(※1) 患者が勤務する事業場に選任されている産業医等（産業医、総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、労働者の健康管理等を行う保健師）

2回目以降 500点 (情報通信機器を用いて行った場合 435点)

注：初回を算定した月から起算して6月を限度として、月1回に限り算定

- ④ 情報提供を行った後、就労の状況を確認し、患者に必要な療養上の指導を行う

相談支援加算 400点

- 専任の看護師、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師（※2）が、療養上の指導に同席し、相談支援を行った場合
(※2) 相談支援を行う有資格者は、両立支援コーディネーター養成研修を修了した者であること

「治療と就業の両立支援指針」の様式例を活用する際の留意点

「治療と就業の両立支援指針」（令和8年厚生労働省告示第28号）に基づき厚生労働省労働基準局長が定める様式例は、その活用方法はあくまで任意ですが、一方、保険診療において「療養・就労両立支援指導料」を算定する場合には、様式又はこれに準ずる様式を用いる必要があります。

様式例「両立支援カード」の場合

The form is titled 'Two-Sided Support Card' and is divided into two main sections: (I) Patient Information and (II) Physician's Record.

(I. 本人記載欄)

- 氏名: 姓、名
- 住所: 郵便番号、〒、市町村、番地、番
- 勤務時間: 時、分、秒 (出勤、休憩、退勤、夜間)
- 1. 就業状況の概要 (就業している、していない、休職中、退職済み、パートタイム、アルバイト、自営、無業)
- 2. 就業可能な状況 (就業可能な職種、就業可能な時間、就業可能な場所、就業可能な条件)
- 3. 就業に関する希望 (就業希望の職種、就業希望の時間、就業希望の場所、就業希望の条件)

(II. 医師記載欄)

- 氏名: 姓、名
- 所属: 病院、診療所、クリニック、在宅医療
- 現在の診療内容
- 治療経過
- 就業に関する意見 (就業可能、就業不可、就業条件あり)
- 就業に関するアドバイス (就業可能な職種、就業可能な時間、就業可能な場所、就業可能な条件)

At the bottom of the form, there are checkboxes for various support services and a section for the patient's consent.

- 様式例「両立支援カード」は、患者が自ら記載するもので、①チェックボックス形式で簡便に、②会社の手間を省いて迅速に作成できる様式例です。ただし、記載内容は会社とも合意形成されたものであることが望まれます。主治医にとっても、会社の確認があると安心して意見できますし、会社に連絡する際に参考になる情報です。
- 「療養・就労両立支援指導料」においても、患者が作成した「両立支援カード」が会社の確認を経て提供された場合、要件になります。

- 会社で選任されている産業医等の有無は、主治医にとって、患者の勤務先との効果的な情報交換のため参考になる情報です。
- 「療養・就労両立支援指導料」においても、会社で選任されている産業医等が、主治医からの情報提供先となる場合が、要件になります。

参考：令和8年度改定のポイント

- 対象疾患は、これまでは特定の疾患（※）に限られていましたが、疾患の定めが廃止され、**全ての疾患が診療報酬の対象になりました。**
※ 悪性腫瘍、脳血管疾患、指定難病、肝疾患（慢性経過）、心疾患、糖尿病、若年性認知症
- 「治療と仕事の両立支援カード」を用いる場合も対象に追加されました。
- 両立支援コーディネーター養成研修を修了した看護師、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師による相談支援の評価が大きく引き上げられました。（50点→400点）